

議事の経過・会議記録の概要

会議名：第19回 河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会

日時：平成26年4月30日（水曜日）13：00～15：40

場所：河内長野市役所 3階 庁議室

出席者：＜委員会委員＞ 新倉委員長、中村副委員長、井川委員

＜市側出席者＞ 坂上子ども・福祉部長、井上子ども・福祉部副
理事兼福祉事務所長、小川生活福祉課長

＜事務局＞ 塩谷総務部長、小西総務課長、吉川総務課長補
佐兼文書法規係長

1 案件審議について

案件の「本件不正支出事件についての市の調査の検証について」生活保護所管課である生活福祉課から、本件不正支出事件の全容解明、横領額の積算を行うに当たっての検証作業とその進捗状況等について説明が行われ、それに対して委員からの質疑が行われた。

なお、検証作業の説明に当たっては、実際のケースファイルや保護決定調書等を用いながら、検証作業の手順・内容について説明が行われた。

2 案件審議における生活保護所管課の説明の概要

- ・現時点で推定している不正支出（横領）の手口以外の方法、例えば、廃止ケースに変更などしていることも考えて、検証方法を決定したこと。
- ・検証方法は、定例支給、追加支給ともケースファイルをもとにケース記録や保護決定調書と支出命令書や領収書を1件1件突合せながら、通常出金内容を確認し、適正な支出と不正な支出を振り分け

るという形で行っていること。

- ・ 検証の対象としているものは、本件不正支出事件の元職員が生活保護所管課に在籍していた全期間（支給月：平成13年10月～平成23年4月）としていること。
- ・ 検証の対象となるケースファイルは、約2500ケースにも及んでいること。
- ・ 現時点では、平成14年度～平成16年度の不正な支出は確認されておらず、平成17年度から不正支出がみられること。
- ・ 今回の検証作業結果は、本件不正支出事件の元職員に対する民事上の損害賠償請求の資料にするものでもあること。

3 案件審議における委員からの質疑とそれに対する生活保護所管課の回答の概要

- ・ 当初諮問の際に不明とされていた分について解明されたのかという委員からの質問に対し、生活保護所管課から現在行われている検証作業でほぼ解明ができているが、ケースファイルの保存期間が経過し、既に廃棄されているため、検証できない分があるということを回答した。
- ・ 検証作業を終える時期の目途についての委員からの質問に対し、検証作業を終えるのは5月の連休明けとなる見込みであることを回答した。
- ・ 刑事事件の捜査・公判状況等についての委員からの質問に対し、刑事事件で立件化し、起訴するのは追加支給分の約8200万円であること、また、これとは別に情状送致という方法で約4000万円を行う可能性があることを警察から聞いていることなどが報告された。

4 次回の河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会について

次回の河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会については、引き続き「本件不正支出事件についての市の調査の検証について」を案件として会議を行うこととし、また、次回会議についても、今回同様に非公開で行うことについて、委員長が委員に諮って決定された。

なお、次回の開催日程については、委員間で調整の上で決定することとされた。

以 上